



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
御崎地区	条例別表第3の3	1 地縁者住宅	<p>■ 地域活力再生等区域 (地縁者の住宅区域)</p> <p>■ 地域資源活用区域 (一般型)</p> <p>■ 地域資源活用区域 (観光拠点型)</p> <p>■ 複合型区域 (地域活力再生等区域及び地域資源活用区域)</p> <p>■ 市街化区域</p> <p>区域界の内にいる農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。</p> <p>※赤穂御崎灯台周辺における建築物等の建築に際しては、姫路海上保安部と要協議</p>
	条例別表第3の8 (地域資源活用区域：一般型)	延面積500㎡以下の次のもの 1 飲食店 2 自家販売のパン屋、菓子屋等 3 ホテル、旅館 4 公衆浴場 5 アトリエ・工房 6 赤穂市に関連する土産物販売店 7 休憩所	
	条例別表第3の8 (地域資源活用区域：観光拠点型)	1 飲食店(延面積500㎡以下) 2 自家販売のパン屋、菓子屋等(〃) 3 市内生産品の売場を常設する店舗、飲食店(延面積1,500㎡以下) 4 ホテル、旅館(〃) 5 公衆浴場(延面積500㎡以下) 6 アトリエ・工房(〃) 7 赤穂市に関連する土産物販売店(〃) 8 休憩所(〃)	
	条例別表第3の9 (複合型区域) 地域活力再生等区域 + 地域資源活用区域	延面積280㎡以下の次のもの 1 一戸建ての住宅 2 兼用住宅(次の3,4,7,8の用途に限る) 3 飲食店 4 自家販売のパン屋、菓子屋等 5 ホテル、旅館 6 公衆浴場 7 アトリエ・工房 8 赤穂市に関連する土産物販売店 9 休憩所	

区域図

19 御崎地区

